

鳥取市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年5月9日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第42号

鳥取市介護保険条例の一部を改正する条例

鳥取市介護保険条例(平成12年鳥取市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。